

資料提供	令和3年12月13日
担当課・担当者	県民生活課 湯川・山根木
電 話	073-441-2342

特設サイト「今日から〇（オトナ）ー18」の開設について ～成年年齢引き下げに伴う消費者トラブル未然防止～

民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。社会経験の乏しい成人したばかりの若者を狙った悪質商法等の消費者被害の増加が懸念されており、被害を未然に防止するための取り組みが必要となっています。

そのため、若者へ消費者被害について知ってもらい、自身で被害に遭わない行動が取れるように特設サイト「今日から〇（オトナ）ー18」を開設し、周知啓発を進めていきます。

特設サイト「今日から〇（オトナ）ー18」



公開日

令和3年12月13日（月）から

<内容>

- 成年年齢引き下げについて
- 18歳（成年）になったら変わること
- 巻き込まれやすい消費者トラブルについて
- 消費者ホットライン188 など

詳しくは下記よりご参照ください

<https://shouhi-wakayama.jp>



また、特設サイトの開設にあわせて下記の取り組みを行います。

○高校生年代やその親世代を対象に、SNSや検索サイト上でWEB広告を配信

○県内の高校、支援学校の全生徒へ啓発チラシを配布